

JHF 名誉会長、名誉顧問、顧問選任規程

制定 1998 年 9 月 7 日 理事会

改正 2018 年 8 月 30 日 理事会

(趣旨)

第 1 条

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下「JHF」という）定款第 24 条に基づき本規程を定める。

(目的)

第 2 条

本規程の目的は、定款第 24 条、第 25 条、及び第 26 条に基づく名誉会長、名誉顧問及び顧問を公正・中立に選任することを目的とする。

(選任基準)

第 3 条

名誉会長、名誉顧問及び顧問は理事会で推薦し、会長が任命する。

選任基準は原則として次の通りとする。

名誉会長 1 会長在任 3 期（又は 6 年）以上務めた者。

2 会長在任 3 期（又は 6 年）未満の者で、副会長（又は理事）在任時より JHF の発展に貢献の認められる者。

3 常任理事（又は理事）在任 10 年以上で特に顕著な業績と貢献の認められる者。

4 1, 2, 3 とともに 60 歳以上を原則とする。

名誉顧問 1 理事在任 5 期（又は 10 年）以上務めた者。

2 理事在任 5 期（又は 10 年）未満の者で、委員会等の活動実績も合わせ特に業績・貢献の認められる者。

3 協力団体または個人で、上記 1, 2 に比類すべき業績と貢献の認められる者。

4 1, 2, 3 とともに 55 歳以上を原則とする。

顧問 1 JHF の組織運営に精通し JHF の発展に寄与できる能力と見識をもった者。

2 JHF との協力関係にある団体・業界の代表で JHF の発展に寄与できる者。

3 JHF の事業に関連する学術・専門家で JHF の諮問に適切な判断と助言ができる者。

(定員)

第 4 条

定員は定款第 24 条の通りとする。

(任期)

第5条

任期は定款第25条の通りとする。

(改廃)

第6条

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は1998年9月7日から実施する。

本規程の改正は2018年8月30日から実施する